

貝塚市JR東貝塚駅周辺地区 バリアフリー基本構想

令和2年3月

貝塚市



目 次

1. 計画の趣旨	1
1.1 基本構想の目的	1
1.2 基本構想の位置付け	2
2. 貝塚市の概況	3
2.1 貝塚市を取り巻く環境	3
2.1.1 貝塚市の位置	3
2.1.2 人口等の推移	3
2.1.3 鉄道・バス交通の状況	8
2.2 上位・関連計画	10
2.2.1 第5次貝塚市総合計画	10
2.2.2 都市計画マスタープラン	11
2.2.3 貝塚市地域公共交通網形成計画	11
2.2.4 第3次貝塚市地域福祉計画	12
2.2.5 貝塚市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(2018)	12
2.2.6 第3次貝塚市障害者計画	13
3. 重点整備地区、生活関連施設・生活関連経路の選定	14
3.1 重点整備地区の選定	14
3.1.1 重点整備地区の要件	14
3.1.2 重点整備地区の選定	15
3.2 生活関連施設の選定	16
3.2.1 生活関連施設選定の考え方	16
3.2.2 生活関連施設の選定	16
3.3 生活関連経路の選定	17
3.3.1 生活関連経路選定の考え方	17
3.3.2 生活関連経路の選定	17
4. 市民意見の把握	18
4.1 タウンウォッチング調査	18
4.1.1 調査概要	18
4.1.2 点検ルート及び項目	20
4.2 関係団体ヒアリング調査	21
4.2.1 調査概要	21
5. 重点整備地区の課題	22
5.1 これまでの取り組み	22

5.2 バリアフリー化に向けた課題	22
5.2.1 JR東貝塚駅について	23
5.2.2 周辺道路について	24
5.2.3 ソフト施策について	24
6. 移動円滑化の基本方針	25
6.1 基本方針	25
6.2 目標年次の設定	25
7. 特定事業及び継続的な取り組み	26
7.1 特定旅客施設に関するバリアフリー化	26
7.2 道路のバリアフリー化	26
7.3 継続的な取り組み	27
7.3.1 ソフト対策	27
7.3.2 交通安全対策	27
7.3.3 道路管理	27
7.4 PDCAサイクルによる継続的な計画・事業の改善	27

資 料 編

参考資料 1 タウンウォッチング調査結果	資-1
JR東貝塚駅	資-1
周辺道路	資-10
参考資料 2 ヒアリング調査結果	資-12
参考資料 3 貝塚市JR東貝塚駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会委員名簿	資-14
参考資料 4 貝塚市JR東貝塚駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会規則	資-15
参考資料 5 附属機関に関する条例(抜粋)	資-17
参考資料 6 貝塚市JR東貝塚駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会等の経緯	資-18

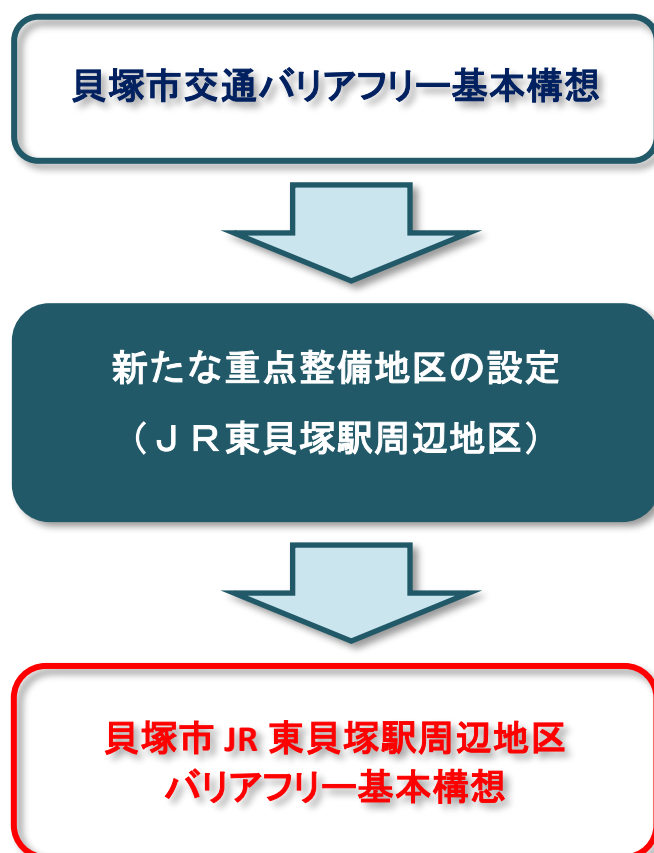
1. 計画の趣旨

1.1 基本構想の目的

本市では、平成 15 年度に「高齢者、身体障害者等の公共機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）及びこれに基づく国の基本方針を踏まえ、「貝塚市交通バリアフリー基本構想」を策定し、南海貝塚駅・水間鉄道貝塚駅周辺を「重点整備地区」に設定し、平成 20 年度に南海貝塚駅、平成 22 年度に水間鉄道貝塚駅のバリアフリー化を実施しました。

また、南海貝塚駅に次いで 1 日当たりの乗降者数が多いＪＲ和泉橋本駅及び南海二色浜駅のバリアフリー化についても、それぞれ平成 22 年度と平成 26 年度に実施しました。

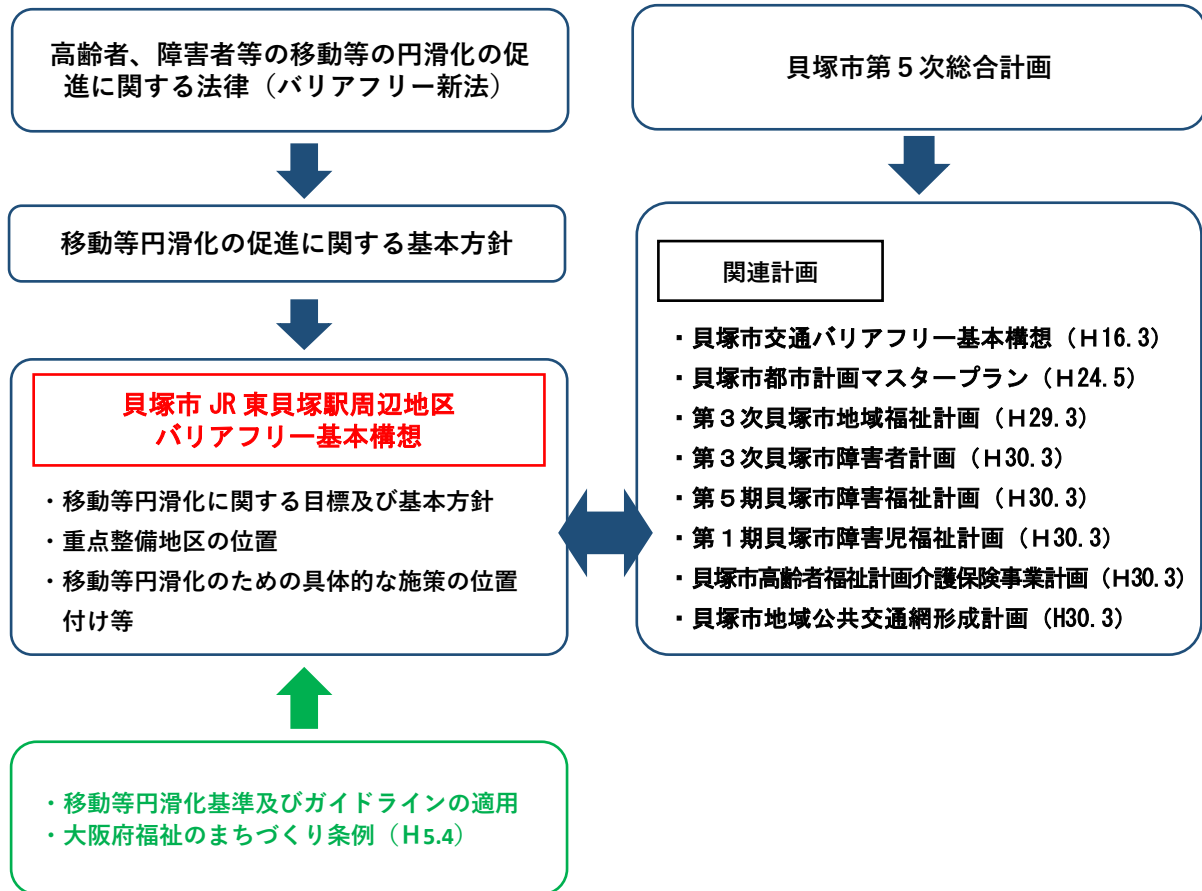
平成 22 年度末に国の基本方針が改正され、対象となる公共交通施設が 1 日当たりの平均利用者数 5,000 人以上から 3,000 人以上に拡大されたことや、旧ユニチカ工場跡地における商業開発や住宅開発が進み、今後多数の利用者が見込まれることから、この度、市内主要 4 駅で唯一バリアフリー化が未実施であるＪＲ東貝塚駅とその西側周辺地区を新たな重点整備地区と設定し、重点的かつ一体的なバリアフリー化の推進を図っていくことを目的に、貝塚市ＪＲ東貝塚駅周辺地区バリアフリー基本構想を策定するものです。



1.2 基本構想の位置付け

本基本構想の位置付けを以下に示します。

【基本構想の位置付け】



2. 貝塚市の概況

2.1 貝塚市を取り巻く環境

2.1.1 貝塚市の位置

本市は、大阪府の南部、大阪平野の南部にあって、大阪市中心部から南に約 30km、鉄道で約 30 分の距離にあり、大阪市と和歌山市との中間に位置するとともに、平成 6 年に開港した関西国際空港に近接しています。

市域面積は 43.93 ㎢であり、大阪湾を臨む北西部から和泉山脈が控える南東部まで、細長い地域を形成しています。

■ 貝塚市の位置

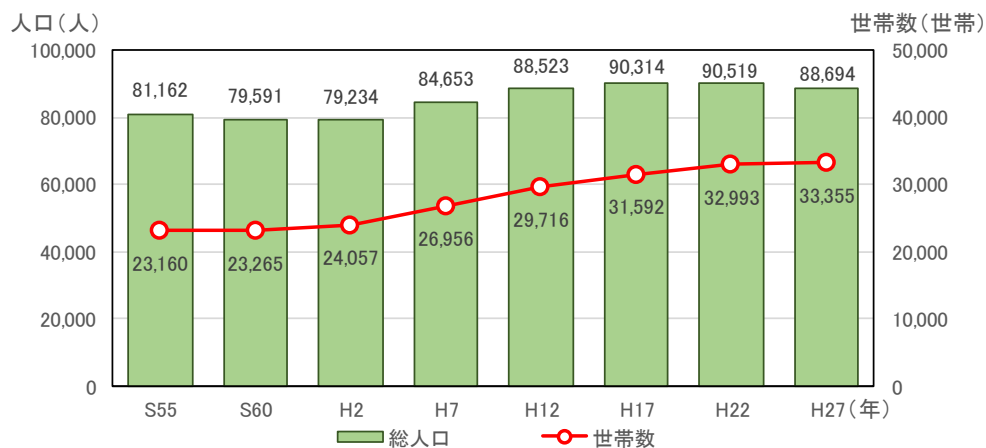


2.1.2 人口等の推移

(1) 人口・世帯数の推移

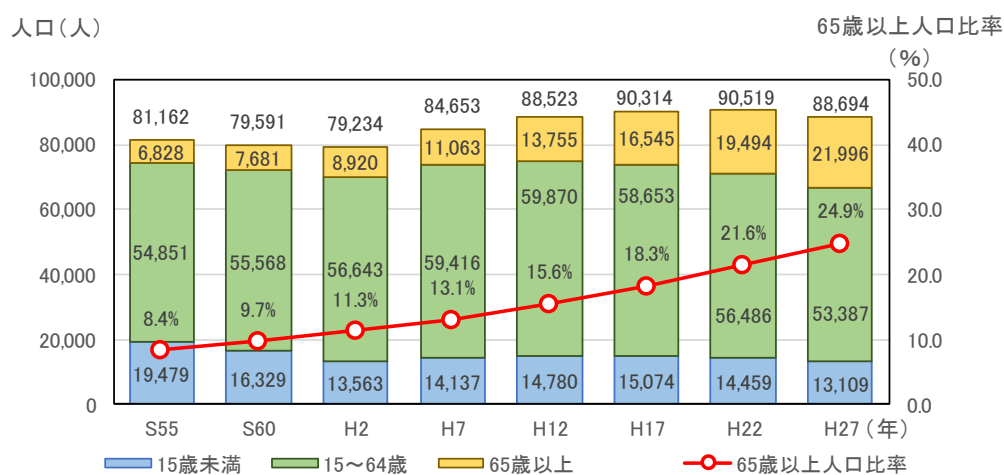
本市の人口・世帯数は、平成 2 年から平成 22 年にかけて増加していましたが、平成 22 年をピークに減少に転じており、今後も、減少が予想されます。

年齢別人口は 65 歳以上の人口が増加し、64 歳以下の人口が減少しているため、65 歳以上の人口比率は上昇傾向にあり、平成 2 年に 10%をこえ、平成 27 年には約 25%となっています。



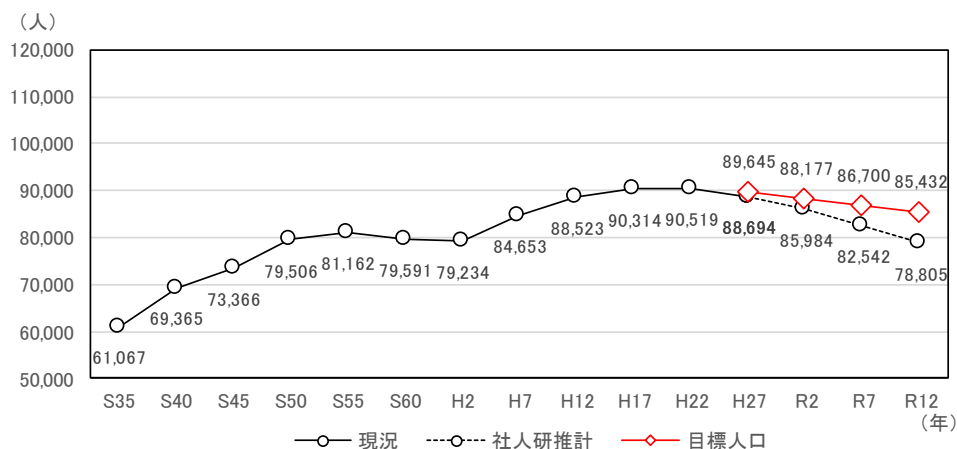
資料：国勢調査

図 2-1 人口・世帯数の推移



資料：国勢調査

図 2-2 年齢別人口・65歳以上人口比率の推移

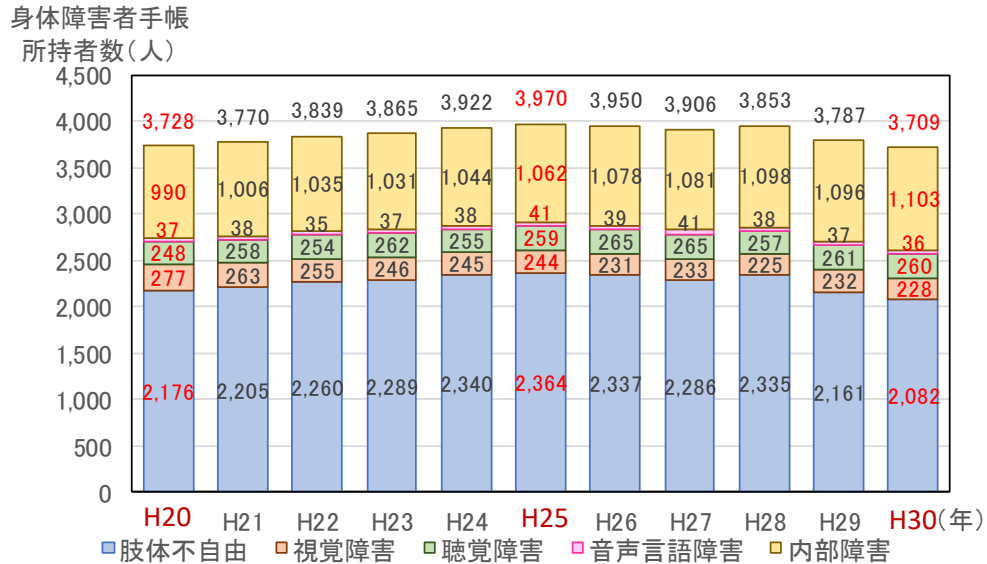


資料：国勢調査（昭和35年～平成27年）
 国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（令和2年～令和12年）
 貝塚市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（平成27年～令和12年）

図 2-3 将来人口の推移

(2) 身体障害のある人の状況

本市の身体障害者手帳所持者数は 3,700 人～4,000 人の間で推移しています。

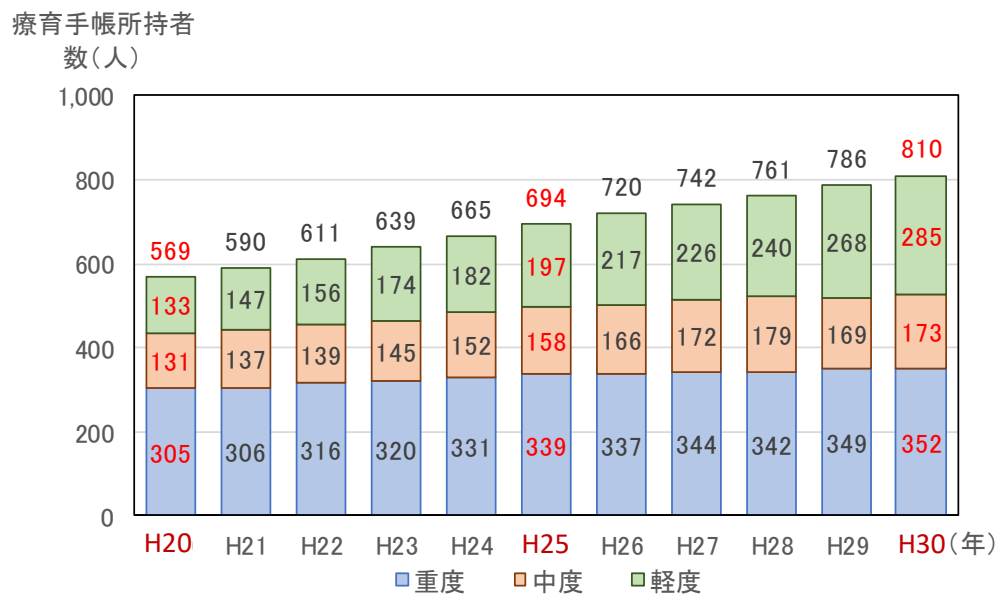


資料：貝塚市障害福祉課資料

図 2-4 身体障害者手帳所持者数の推移

(3) 知的障害のある人の状況

本市の療育手帳所持者数は年々増加傾向にあり、平成 30 年は 810 人（平成 20 年の約 1.4 倍）となっています。

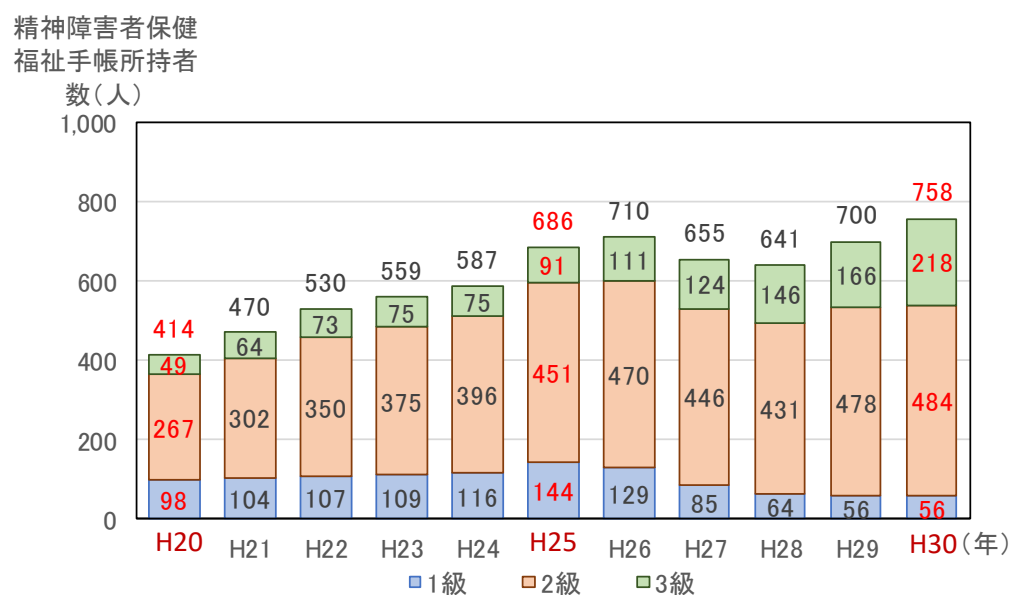


資料：貝塚市障害福祉課資料

図 2-5 療育手帳所持者数の推移

(4) 精神障害のある人の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は増減を繰り返しながら漸増しており、平成 30 年は 758 人（平成 20 年の約 1.8 倍）となっています。



資料：貝塚市障害福祉課資料

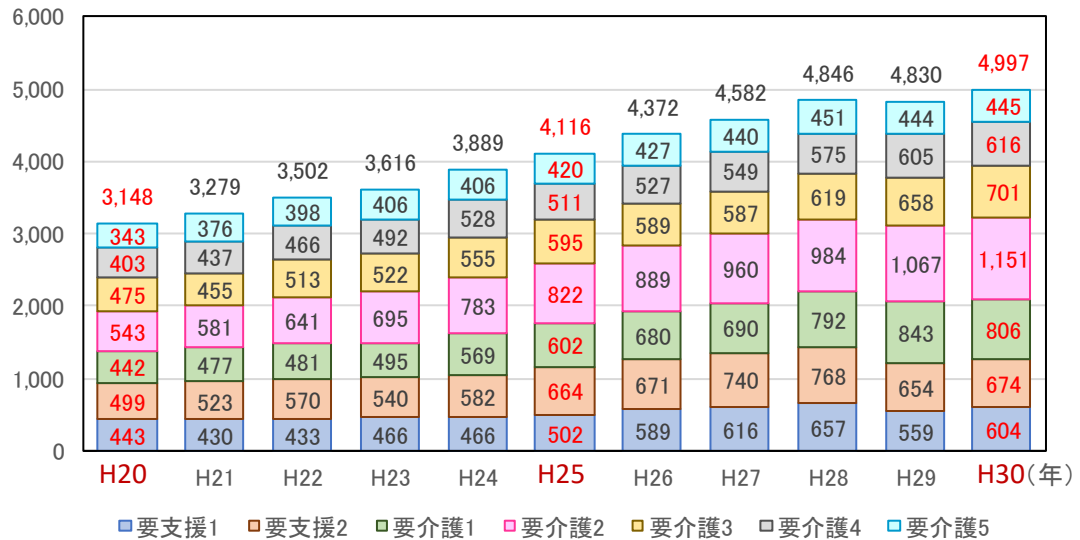
図 2-6 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(5) 介護保険要介護・要支援認定者数及びサービス利用状況

介護保険要介護・要支援認定者数は年々増加傾向にあり、平成30年には4,997人（平成20年の約1.6倍）となっています。

在宅サービス利用者数は、平成30年は3,120人（平成20年の約1.7倍）となっています。

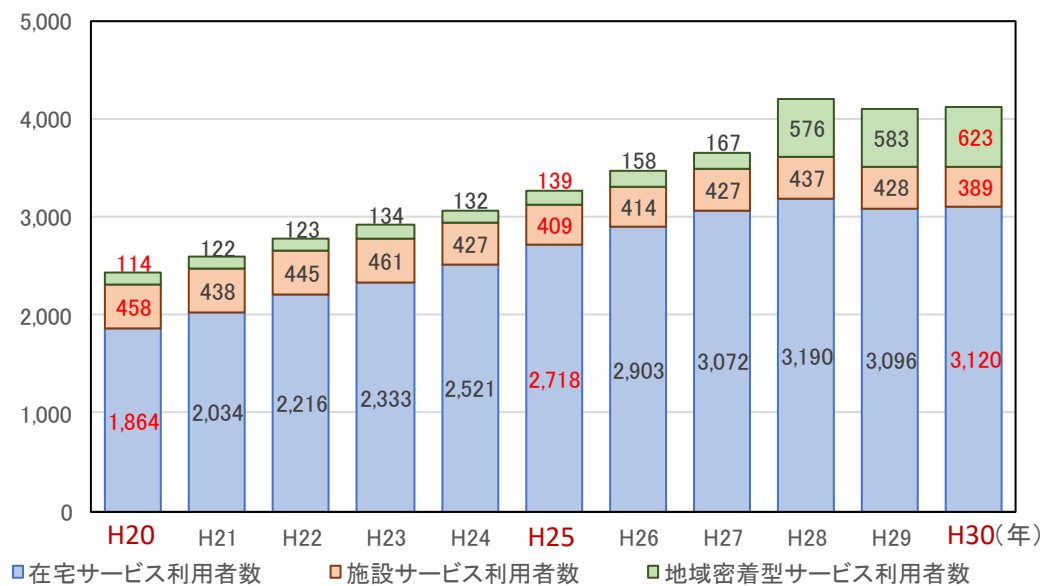
介護保険要介護・要
支援認定者数(人)



資料：貝塚市高齢介護課資料

図 2-7 介護保険要介護・要支援認定者数の推移

サービスの利用状況
(人)



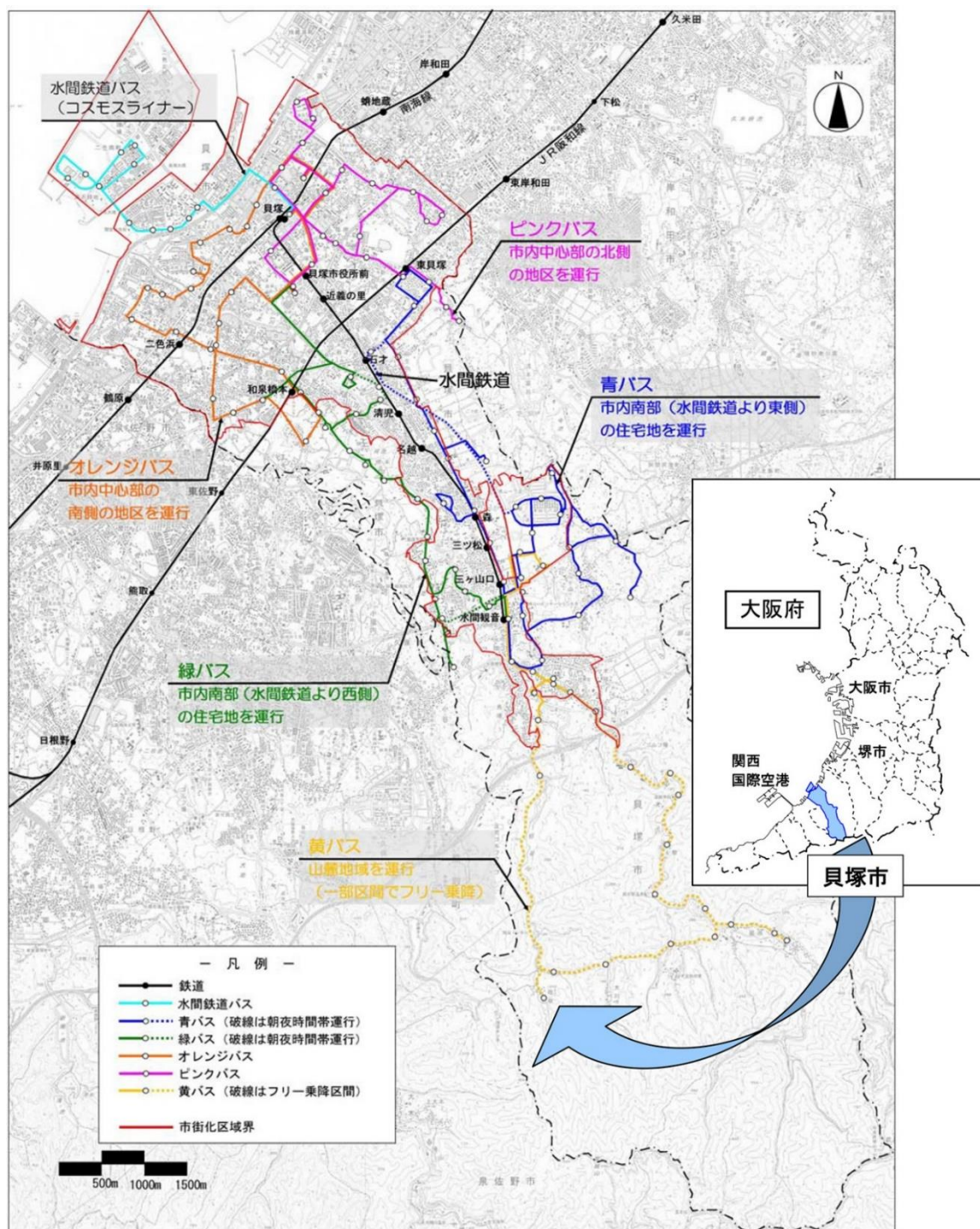
資料：貝塚市高齢介護課資料

図 2-8 サービス利用者数の推移

2.1.3 鉄道・バス交通の状況

本市の鉄道は南海本線、ＪＲ阪和線が市域を横断しており、大阪市内と和歌山市内を結んでいます。その他に、南海貝塚駅と水間鉄道水間観音駅を結ぶ水間鉄道が走っており、市内の骨格を形成する公共交通としての役割を果たしています。

また、本市のバスは南海貝塚駅の東口から二色地区や臨海部を結ぶコスモスライナーや、水間鉄道を補完する形で福祉型コミュニティバスである「は～もに～ばす」が市内各地域を巡回するように運行されています。



出典：貝塚市地域公共交通網形成計画（平成 30 年 3 月）

図 2-9 公共交通網

鉄道各線には、南海本線：２駅、ＪＲ阪和線：２駅、水間鉄道：１０駅があり、各駅の近年の乗降客数の推移は下表のようになっています。

１日当たりの平均的な利用者数が３,０００人以上の鉄道駅は、南海貝塚駅及び二色浜駅、ＪＲ東貝塚駅及び和泉橋本駅、並びに水間鉄道貝塚駅の合計５駅となります。

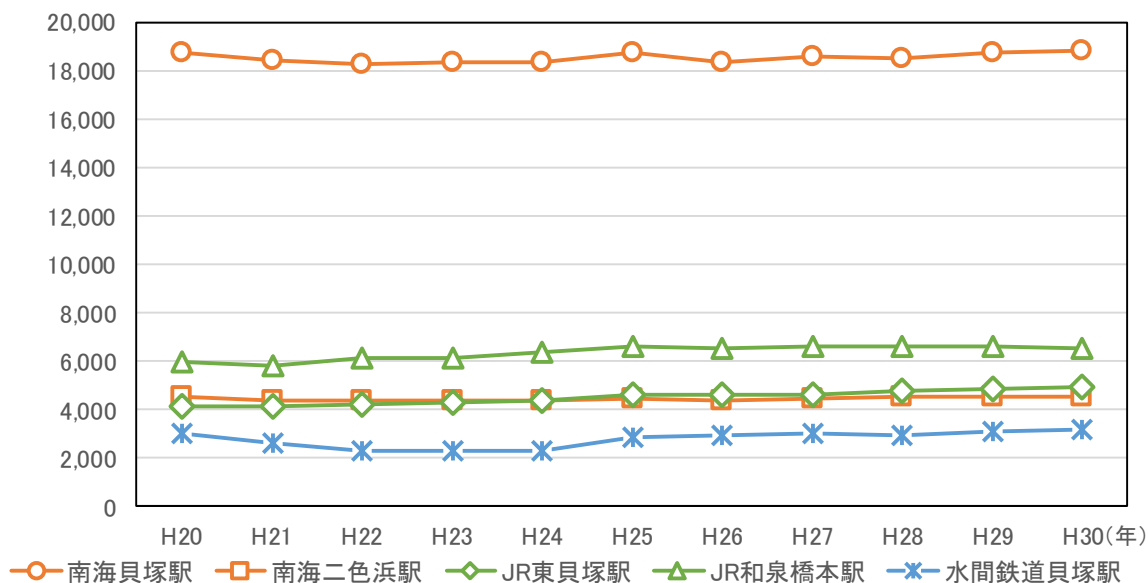
表 2-1 鉄道駅 一日平均乗降客数

駅名/年度		一日平均乗降者数（人）										
		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
南海	貝塚	18,752	18,426	18,298	18,357	18,389	18,750	18,338	18,637	18,538	18,732	18,872
	二色浜	4,537	4,416	4,366	4,364	4,354	4,447	4,375	4,494	4,550	4,572	4,528
ＪＲ	東貝塚	4,176	4,150	4,254	4,292	4,390	4,618	4,614	4,660	4,752	4,894	4,968
	和泉橋本	5,976	5,816	6,168	6,134	6,404	6,652	6,584	6,666	6,600	6,618	6,554
水間 鉄道	貝塚	3,019	2,598	2,339	2,279	2,288	2,859	2,965	3,017	2,963	3,083	3,172
	貝塚市役所前	250	214	198	193	202	271	258	258	263	256	245
	近義の里	284	242	208	196	190	232	244	247	243	243	234
	石才	596	516	455	416	409	501	480	492	478	461	454
	清児	1,679	1,478	1,381	1,330	1,304	1,401	1,462	1,422	1,364	1,309	1,284
	名越	504	446	387	378	362	431	427	451	429	432	435
	森	679	617	591	604	616	682	730	733	702	723	740
	三ツ松	462	420	394	424	399	456	451	462	457	439	439
	三ヶ山口	233	215	206	192	186	223	244	270	276	298	312
	水間観音	1,760	1,620	1,463	1,386	1,312	1,444	1,441	1,445	1,414	1,379	1,371
	計	9,466	8,366	7,622	7,398	7,268	8,500	8,702	8,797	8,589	8,623	8,687

資料：大阪府統計年鑑

西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、水間鉄道株式会社

鉄道駅一日平均乗
降客数（人/日）



資料：大阪府統計年鑑

西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、水間鉄道株式会社

図 2-10 鉄道駅 一日平均乗降客数

2.2 上位・関連計画

上位・関連計画におけるバリアフリーに関連する内容を抜粋して以下に示します。

2.2.1 第5次貝塚市総合計画

まちづくりの視点	視点1：人と人のつながり 視点2：貝塚らしさの追求
まちづくりの方針	『魅力かがやき 未来へつなぐまち 貝塚』
まちの将来像	みんなでつくる 安全・安心で快適に暮らせるまち
バリアフリー関連	【地域特性を生かした都市づくりを進める】（施策18） 市の取組：市内の主要施設間のアクセス向上や駅及び駅周辺のバリアフリー化に取り組みます。 市民・団体・事業者等の取組み： 交通事業者は、利用者の利便性向上や施設のバリアフリー化に努めます。 主な関連施策 高齢者がいきいき暮らせる地域をつくる（施策10） 内容：公共交通を維持することで、高齢者が安心して移動できるようにする。 障害者（児）が自分らしく暮らせる地域をつくる（施策11） 内容：公共交通の充実やバリアフリー化により、障害者（児）が安心して移動できるようにする。 【安全で便利な道路交通環境をつくる】（施策20） 市の取組 ・歩道のバリアフリー化や既存道路の改良など、安全で利便性の高い道路環境の整備に取り組みます。 ・歩行者の安全確保のため、幅員が狭い道路は地元及び警察との協議により一方通行等の交通規制や、部分的な拡幅などを行います。また、歩道やカーブミラー、ガードレール、グリーンベルトなどの交通安全施設の整備を進めます。 市民・団体・事業者等の取組み ・道路の補修が必要な箇所などの情報を道路管理者に伝え、安全な道路環境の形成に協力します。

2.2.2 都市計画マスタープラン

バリアフリー関連	【都市づくりの目標】 移動しやすい都市づくり - 市内の幹線道路や安全な日常生活道路の確保、公共交通を中心とした交通ネットワークの形成とともに、道路、公共交通のバリアフリー化など徒歩や自転車などで移動しやすい都市づくりをめざします。 【都市づくりの方針】 人や環境にやさしい道路交通の確保 - すべての人の移動に配慮した安全な歩行空間を確保するため、新設する道路等については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）に基づき、安全性の高い整備に努めます。 鉄道利用の促進 - 障害者や高齢者等にとって利用しやすい鉄道駅舎となるよう、鉄道事業者に対しエレベーターやスロープ等の整備について協力を要請し、バリアフリー化を促進します。 公共施設におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進 - 多くの人が利用する公共施設のうち、新設する施設については、バリアフリー新法をはじめ、「大阪府福祉のまちづくり条例」などに基づき、エレベーター、音声誘導装置などの設置を進めるとともに、既存の施設についても段差の解消や障害者等の利用に配慮したトイレ、誘導ブロックの設置などの改善に努めます。 - 新たな公共施設の整備にあたっては、あらゆる人々の利用を容易にするため、ユニバーサルデザインの導入を検討します。 外出しやすいまちづくりの推進 - 道路においては、あらゆる人々の移動に配慮した安全な歩行空間の整備に努めます。 - 歩行者や自転車等の安全な通行を確保するとともに、自転車通行部分の明示などによる自転車利用の促進や迷惑駐車・駐輪対策に努めます。 公共交通の利便性・安全性の向上 - バリアフリー化が進んでいない鉄道駅舎については、事業者に対する協力の要請やユニバーサルデザインの導入を促進します。 - 南海本線、JR阪和線、水間鉄道、路線バスなど各公共交通機関の乗り継ぎ利便性の向上とともに、安全で快適なバスの待合い空間の提供などサービスの充実に努めます。 【地域別構想】 地域別のまちづくり方針-鉄道駅周辺市街地の活性化 ○ JR東貝塚駅 - 障害者や高齢者にとって利用しやすい鉄道駅舎となるよう、鉄道事業者に対し、エレベーターやスロープ等の整備について協力を要請します。
----------	---

2.2.3 貝塚市地域公共交通網形成計画

計画の基本目標 (バリアフリー関連)	①障害者等が利用しやすいは～もに～ばすの検討 ②障害者団体・地域住民の意向を反映した公共交通の構築
-----------------------	---

2.2.4 第3次貝塚市地域福祉計画

計画の基本理念	魅力かがやき ふれあい ささえあう 貝塚 ～豊かなふれあい あたたかい支えあい 安心して暮らせるまち～
施策展開の基本目標 (バリアフリー関連)	人にやさしい福祉のまちづくり (目標4)
バリアフリー関連	【地域福祉の推進に向けた取組】 基本方向 安全な道路交通環境の整備に今後とも努めていくとともに、だれもが安心して利用できる交通手段の確保、交通施設の改善などについて関係機関に働きかけていきます。 推進施策 ・福祉でまちづくりの普及・促進 「福祉でまちづくり」に関する住民・事業者の理解を促進するとともに、関係法令に基づき公共施設や民間施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化に取り組みます。 ・外出しやすいまちづくり バリアフリー新法などの関係法令に基づき、だれもが安全で利用しやすいものとなるよう、関係機関との連携・協力のもとに道路交通環境や公共交通機関などの整備・改善を進めていきます。

2.2.5 貝塚市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（2018）

基本理念	高齢になっても、介護が必要になっても、安心して暮らせるまち ～地域包括ケアシステム実現のために～
バリアフリー関連	高齢者等に配慮したまちづくり 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」をはじめ、府の「福祉のまちづくり条例」等に基づき、鉄道等の駅舎や駅前広場、道路、公園施設等の公共公益施設の整備を促進し、民間施設の整備について、引き続き指導等を行っていきます。 また「移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成23（2011）年3月改正）に基づき、バリアフリー化の対象となるJR東貝塚駅については、高齢者や障害者等、駅利用者の利便性向上のため、課題や条件を検証しながらエレベーター設置等について事業者と協議を進めます。

2.2.6 第3次貝塚市障害者計画

計画の基本理念	ともに生き ともにかがやく かいづか														
目標像	◆障害のある人と障害のない人が互いに尊重しあい、支えあうまち ◆地域で安心して暮らせる生活支援の充実したまち ◆障害のある人の一人ひとりが輝き、自立した生活を送れるまち														
バリアフリー関連	【推進施策】 生活支援の充実したまち（目標像2） 外出しやすいまちづくり だれもが安全で利用しやすいものとなるよう、関係機関との連携・協力のもとに道路交通環境や公共交通機関、公園などの整備・改善を進めていきます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施策・事業</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歩道・道路などの整備促進</td><td> - 既存の道路については、歩道の設置や段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置などを、緊急性・重要性を考えながら計画的な整備に努めます。また、バリアフリー化の整備のために必要な財政措置を国・府に要望します。 - 今後新設する道路などについては、福祉でまちづくりの考え方に沿った安全性の高い整備を進め、すべての人の移動に配慮した安全な歩行空間の整備に努めます。 </td></tr> <tr> <td>交通安全対策の充実</td><td> - 道路や歩道上の移動の妨げとなる物をなくすため、市民や事業者などへの啓発や広報を通じて、安全な歩行空間の確保に努めます。 - 障害のある人や家族に対する交通安全教育など、障害のある人自らが交通事故から身を守る方法を指導するとともに、ドライバーに対する安全運転の啓発に努めます。 </td></tr> <tr> <td>鉄道駅舎などの利便性の向上</td><td> - 障害のある人や高齢者にとって利用しやすい鉄道駅舎となるよう、エレベーターやスロープの整備など、鉄道事業者に対して協力を要請し、バリアフリー化を進めていきます。 </td></tr> <tr> <td>障害のある人のための専用駐車場の設置促進</td><td> - 関係法・条例に基づき、施設設置者など関係機関の協力を得ながら、公共性の高い施設への障害のある人のための専用駐車場の設置を進めます。また、障害のある人のための専用駐車場が、適正に利用されるよう広く市民、施設利用者への啓発を進めます。 </td></tr> <tr> <td>バス利用者の利便性・安全性の向上</td><td> - 福祉型コミュニティバス「は～もに～ばす」の円滑な運行、利便性向上等に努めます。 </td></tr> <tr> <td>公園などのオープンスペースの整備・改善</td><td> - 公園などのオープンスペースについて、だれもが安全で快適に利用できるよう、休憩スペースの設置や段差の解消・点字案内板の設置など、障害のある人をはじめ高齢者や子ども等の利用に配慮した施設・設備の整備・改善に努めます。 </td></tr> </tbody> </table>	施策・事業	内容	歩道・道路などの整備促進	- 既存の道路については、歩道の設置や段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置などを、緊急性・重要性を考えながら計画的な整備に努めます。また、バリアフリー化の整備のために必要な財政措置を国・府に要望します。 - 今後新設する道路などについては、福祉でまちづくりの考え方に沿った安全性の高い整備を進め、すべての人の移動に配慮した安全な歩行空間の整備に努めます。	交通安全対策の充実	- 道路や歩道上の移動の妨げとなる物をなくすため、市民や事業者などへの啓発や広報を通じて、安全な歩行空間の確保に努めます。 - 障害のある人や家族に対する交通安全教育など、障害のある人自らが交通事故から身を守る方法を指導するとともに、ドライバーに対する安全運転の啓発に努めます。	鉄道駅舎などの利便性の向上	障害のある人や高齢者にとって利用しやすい鉄道駅舎となるよう、エレベーターやスロープの整備など、鉄道事業者に対して協力を要請し、バリアフリー化を進めていきます。	障害のある人のための専用駐車場の設置促進	関係法・条例に基づき、施設設置者など関係機関の協力を得ながら、公共性の高い施設への障害のある人のための専用駐車場の設置を進めます。また、障害のある人のための専用駐車場が、適正に利用されるよう広く市民、施設利用者への啓発を進めます。	バス利用者の利便性・安全性の向上	福祉型コミュニティバス「は～もに～ばす」の円滑な運行、利便性向上等に努めます。	公園などのオープンスペースの整備・改善	公園などのオープンスペースについて、だれもが安全で快適に利用できるよう、休憩スペースの設置や段差の解消・点字案内板の設置など、障害のある人をはじめ高齢者や子ども等の利用に配慮した施設・設備の整備・改善に努めます。
施策・事業	内容														
歩道・道路などの整備促進	- 既存の道路については、歩道の設置や段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置などを、緊急性・重要性を考えながら計画的な整備に努めます。また、バリアフリー化の整備のために必要な財政措置を国・府に要望します。 - 今後新設する道路などについては、福祉でまちづくりの考え方に沿った安全性の高い整備を進め、すべての人の移動に配慮した安全な歩行空間の整備に努めます。														
交通安全対策の充実	- 道路や歩道上の移動の妨げとなる物をなくすため、市民や事業者などへの啓発や広報を通じて、安全な歩行空間の確保に努めます。 - 障害のある人や家族に対する交通安全教育など、障害のある人自らが交通事故から身を守る方法を指導するとともに、ドライバーに対する安全運転の啓発に努めます。														
鉄道駅舎などの利便性の向上	障害のある人や高齢者にとって利用しやすい鉄道駅舎となるよう、エレベーターやスロープの整備など、鉄道事業者に対して協力を要請し、バリアフリー化を進めていきます。														
障害のある人のための専用駐車場の設置促進	関係法・条例に基づき、施設設置者など関係機関の協力を得ながら、公共性の高い施設への障害のある人のための専用駐車場の設置を進めます。また、障害のある人のための専用駐車場が、適正に利用されるよう広く市民、施設利用者への啓発を進めます。														
バス利用者の利便性・安全性の向上	福祉型コミュニティバス「は～もに～ばす」の円滑な運行、利便性向上等に努めます。														
公園などのオープンスペースの整備・改善	公園などのオープンスペースについて、だれもが安全で快適に利用できるよう、休憩スペースの設置や段差の解消・点字案内板の設置など、障害のある人をはじめ高齢者や子ども等の利用に配慮した施設・設備の整備・改善に努めます。														

3. 重点整備地区、生活関連施設・生活関連経路の選定

3.1 重点整備地区の選定

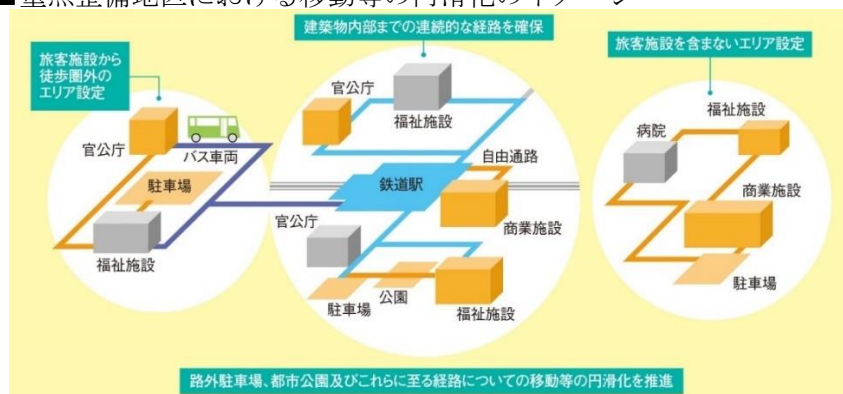
3.1.1 重点整備地区の要件

重点整備地区の要件は、バリアフリー新法第2条第1項第21号及び基本方針の三の2において、次のとおり定められています。

【重点整備地区の要件】

- (1) 生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区
 - 生活関連施設のうち、特定旅客施設や官公庁施設、福祉施設などの特別特定建築物が概ね3以上あること
 - 「徒歩圏内」の考え方の目安として、面積はおおむね400ha未満
 - 旅客施設を含まない重点整備地区の設定が可能
- (2) 生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化が特に必要な地区
 - 高齢者、障害者等の移動や施設利用の状況、土地利用や諸機能の集積の状況や、これらの将来の方向性のほか、想定される事業の実施範囲、実現可能性等の観点から総合的に判断し一体的なバリアフリー化事業が特に必要な地区であること
- (3) バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区
 - 高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能等の都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること
- (4) 境界の設定等
 - 重点整備地区の境界は、町界・字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって明確に表示して定めること
 - 重点整備地区の区域が市町村界を超える場合は、隣接市町村と連携して基本構想を作成

■ 重点整備地区における移動等の円滑化のイメージ



資料：バリアフリー新法の解説 国土交通省

3.1.2 重点整備地区の選定

バリアフリー新法においては、旅客施設を含まないエリアを重点整備地区に設定することも可能ですが、本市においては生活関連施設の多くが南海本線とＪＲ阪和線の間のエリアに集積しているため、ここでは旅客施設を含むエリアを対象に検討を行い、本基本構想では、以下の様な理由からＪＲ東貝塚駅周辺地区を重点地区として設定しています。

- 鉄道利用者数からみると、利用者数が最も多い南海貝塚駅については交通バリアフリー基本構想が策定され、バリアフリー化が進められている。また、ＪＲ和泉橋本駅及び南海二色浜駅のバリアフリー化についても、それぞれ平成 22 年度と平成 26 年度に実施しており、市内主要 4 駅ではＪＲ東貝塚駅のみがバリアフリー化未実施となっている。
- 都市計画マスタープランにおいて、「ＪＲ東貝塚駅周辺における多様な都市機能の集積により、賑わいや利便性を魅力とした都市をめざす」とされている。
- 将来都市構造において、ＪＲ東貝塚駅周辺が「地域核」と位置付けられている。
- 地域のまちづくりの方針において、ＪＲ東貝塚駅周辺について以下の方針が示されている。
 - ・ユニチカ跡地等については、権利者の意向等を踏まえつつ、地区計画等による商業系の利用を含め、今後の土地利用を検討します。
 - ・障害者や高齢者にとって利用しやすい鉄道駅舎となるよう、鉄道事業者に対し、エレベーターやスロープ等の整備について協力を要請します。

重点整備地区：ＪＲ東貝塚駅周辺地区

重点整備地区は、ＪＲ東貝塚駅から概ね 500～1,000m の徒歩圏を想定し、高齢者、障害者の方を含めた市民が広く利用する公共公益施設を含めたエリアとします。

重点整備地区の面積は約 22.3ha となります。

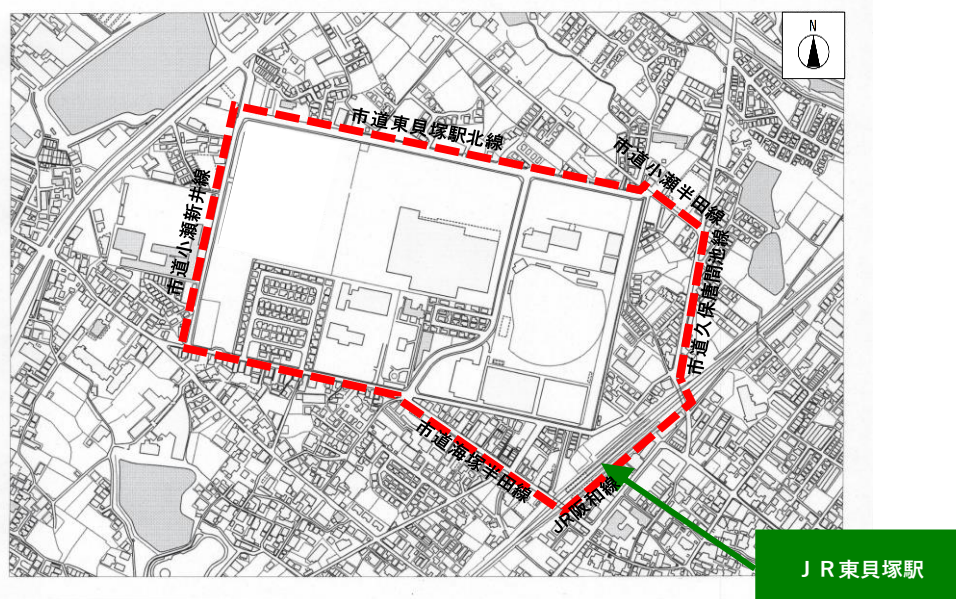


図 3-1 ＪＲ東貝塚駅周辺地区

3.2 生活関連施設の選定

3.2.1 生活関連施設選定の考え方

生活関連施設とは、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」をいいます（バリアフリー新法第2条第1項第20の2号のイ）。相当数の高齢者・障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校など多岐にわたる施設が想定されるため、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、具体的にどの施設を生活関連施設とするか、施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定するものとされています。

また、重点整備地区内には生活関連施設のうち特定旅客施設または特別特定建築物（官公庁施設、福祉施設等）に該当するものが概ね3以上あることが原則とされています。

3.2.2 生活関連施設の選定

J R 東貝塚駅周辺地区の生活関連施設は、選定の考え方をもとに J R 東貝塚駅を最寄りとして想定される以下の施設とします。

表 3-1 重点整備地区内の生活関連施設

区分	施設名	概要
旅客施設	J R 東貝塚駅	乗降客数 3 千人以上の鉄道駅
教育・文化施設等	貝塚市歴史展示館 (愛称：ふるさと 知っとこ！館)	展示施設、登録有形文化財
公園・運動施設	市民庭園	都市公園
	温水プール	(建設中)
商業施設	ホームセンタームサシ	大規模小売店舗
	ショッピングセンター	(建設中)

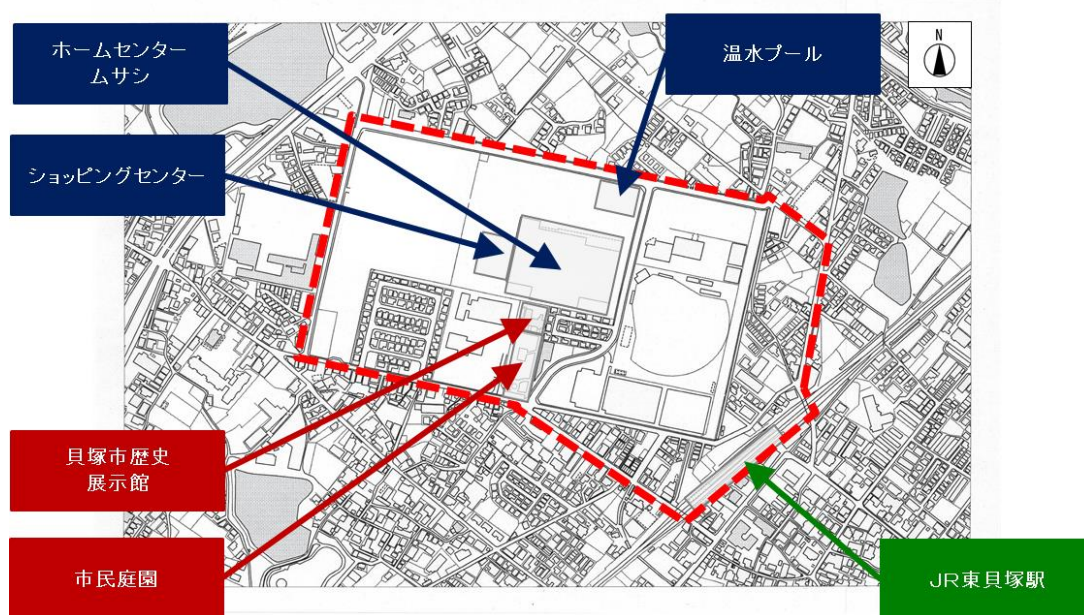


図 3-2 生活関連施設

3.3 生活関連経路の選定

3.3.1 生活関連経路選定の考え方

生活関連経路とは、「生活関連施設相互間の経路」のことで、道路、駅前広場、通路などが対象となります（バリアフリー新法第2条第1項第20の2号のロ）。

生活関連経路は、広く地域住民に利用されている道路として、骨格的な道路を選定するものとしします。

3.3.2 生活関連経路の選定

JR東貝塚駅周辺地区における生活関連経路は、選定の考え方をもとに生活関連施設間を結び、以下の経路としします。

表 3-2 重点整備地区内の生活関連経路

	路線名	概要
1	市道日紡前線	全区間片側歩道あり（幅員 1.3m、マウントアップ形式）
2	市道東貝塚駅北線	全区間片側歩道あり（幅員 2.5m、セミフラット形式）
3	市道東貝塚駅西線	全区間両側歩道あり（幅員 2.5m、セミフラット形式）
4	（仮称）市道東貝塚駅前線	（計画中）
5	JR東貝塚駅前広場	（計画中）

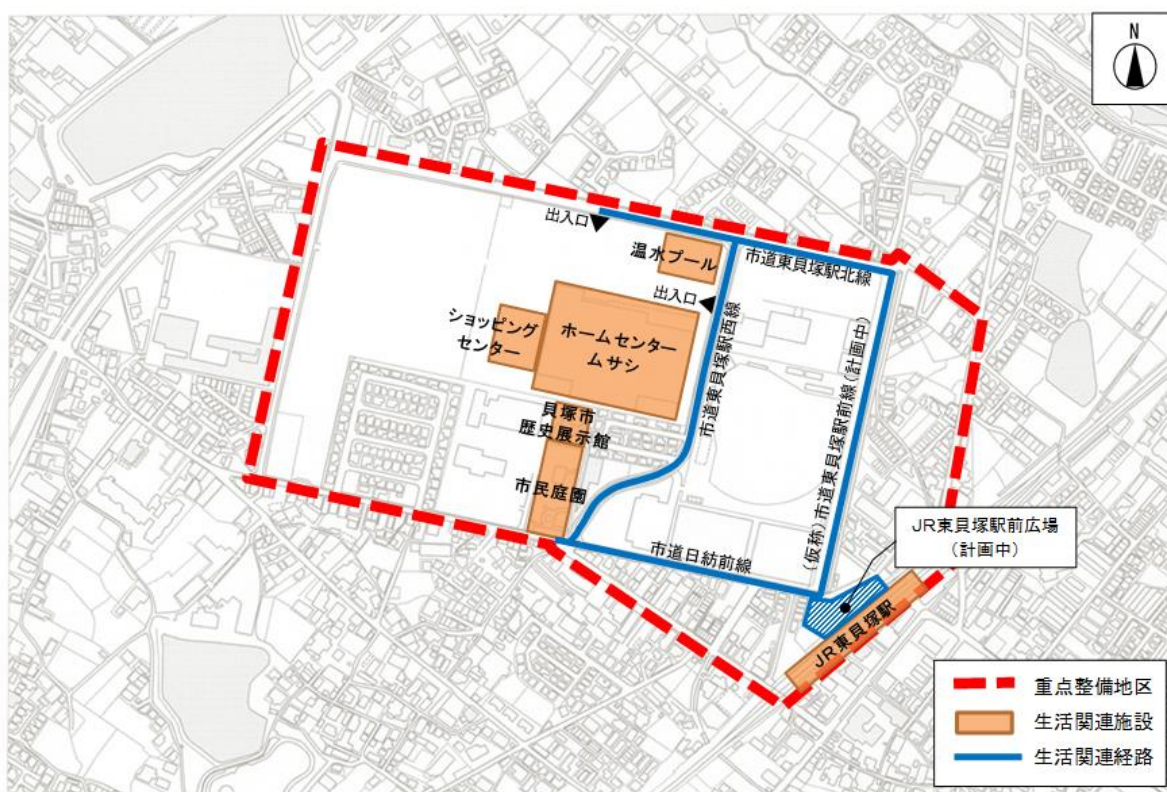


図 3-3 生活関連経路

4. 市民意見の把握

4.1 タウンウォッチング調査

4.1.1 調査概要

(1) 調査目的

高齢者や障害者の方など、日常生活においてバリア（障壁）を感じている人々の参加により、東貝塚駅及びその周辺の道路等でバリアとなっている場所はどこなのかを実際に現地を歩いて点検し、現地で指摘された問題点及びバリアフリーに関する意見や意向を取りまとめ、基本構想策定の参考資料として活用することを目的とし、タウンウォッチング調査を実施しました。

(2) 調査実施日時

令和元年 9 月 27 日（金）13:30～15:30

(3) 調査内容

13:30	貝塚市役所集合・出発
13:40	JR東貝塚駅着
13:45	現地点検開始
14:50	現地点検終了・休憩
15:00	意見整理・発表
15:30	閉会

(4) 参加メンバー

■調査員

高齢者	貝塚市老人クラブ連合会 3名
視覚障害者	貝塚市視覚障害者協会 2名
聴覚障害者	貝塚ろうあ福祉会 2名
車いす利用者	貝塚市障害者児団体連絡会 2名

■介助者：ガイドヘルパー 2 名、手話通訳者 2 名

■オブザーバー：1 名（貝塚市障害者児団体連絡会）

■記録・写真スタッフ：19 名（市職員・業務委託コンサルタント）

(5) 調査方法

点検するルートを、JR東貝塚駅と周辺道路の2つに分け、スタッフ（市職員・業務委託コンサルタント）が参加者に同行し、気になった点や意見を聞き取りチェックシートに記入しました。駅では2班に分かれて点検しました。

現地点検後、意見の整理を行いました。

■JR東貝塚駅の点検



■周辺道路の点検



■意見の取りまとめ



4.1.2 点検ルート及び項目

■ 周辺道路の点検項目

道路の構造（幅、舗装、勾配）、
障害物（電柱等）、点字ブロック

■ J R 東貝塚駅の点検項目

1 班：券売機、路線図・料金表、
時刻表、改札口、トイレ

2 班：プラットホーム、発着案内板、
案内放送、地下道、階段



図 4-1 点検ルート

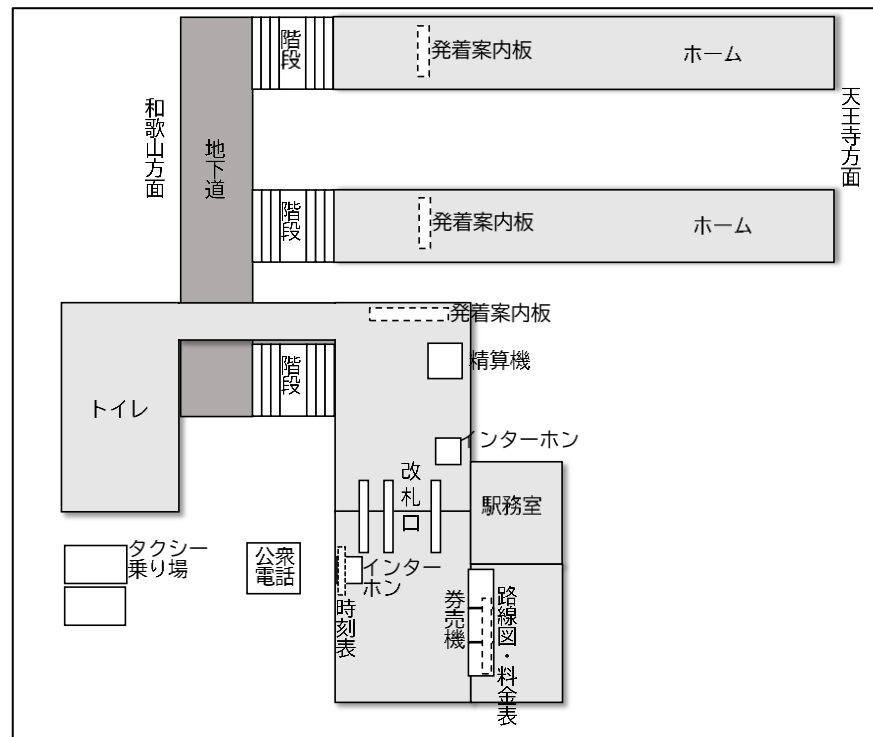


図 4-2 J R 東貝塚駅構内図

4.2 関係団体ヒアリング調査

4.2.1 調査概要

(1) 調査目的

タウンウォッチング調査では調査できなかった箇所やそれ以外の事項などについて全般的な意見の聞き取りを行い、問題点及びバリアフリーに関する意見や意向を取りまとめ、基本構想策定の参考資料として活用することを目的とし、高齢者や障害者の方などが参加されている当事者団体へのヒアリングを実施しました。

(2) 調査実施日時及び対象団体

令和元年 12 月 10 日	貝塚市視覚障害者協会
令和元年 12 月 12 日	貝塚ろうあ福祉会
令和元年 12 月 13 日	貝塚市障害児者父母の会
令和元年 12 月 18 日	貝塚市老人クラブ連合会

(3) ヒアリング項目

1. 歩行環境について（道路）
2. JR東貝塚駅について
3. 施設の利用について
4. 鉄道・バス交通について（福祉型コミュニティバス・タクシー・駅前広場及びバス停等）
5. 駅前広場へのアクセス道路整備について
6. ソフト対策について
7. その他

5. 重点整備地区の課題

5.1 これまでの取り組み

本市では、「貝塚市第5次総合計画」のまちの将来像として「心豊かな人が育ち ふるさとに誇りと愛着を感じるまち」、「誰もが地域で健やかに ともに支え合うまち」、「みんなでつくる 安全・安心で快適に暮らせるまち」、「ひとと地域の資源を生かし にぎわいを生み出すまち」と定め、取り組み推進しています。そして、「貝塚市第5次総合計画」の都市計画を具体化していく「貝塚市都市計画マスタープラン」は、道路、交通に係るバリアフリーの方針を定め、福祉施策では、「第3次貝塚市地域福祉計画」、「第3次貝塚市障害者計画」などにより、バリアフリー化の推進に取り組んでいます。また、建築物、道路、公共機関の施設などをはじめとした施設の新設または改修の際には、「大阪府福祉のまちづくり条例」や「大阪府建築基準法施行条例」などに基づき、バリアフリー化の推進に努めています。

具体的な事業としましては、平成16年3月に「貝塚市交通バリアフリー基本構想」を策定し、「南海貝塚駅・水間鉄道貝塚駅周辺地区」のバリアフリー化を実施し、その後JR和泉橋本駅及び南海二色浜駅においても駅のバリアフリー化を行いました。今回、新たに本計画によりJR東貝塚駅周辺地区のバリアフリー化を推進します。

5.2 バリアフリー化に向けた課題

タウンウォッチング調査やヒアリング調査により把握された、JR東貝塚駅周辺地区の主な課題や要望を以下に示します。

5.2.1 ＪＲ東貝塚駅について

区分	課題
(1) 券売機	①視覚障害者が使いやすい点字に改良 ②筆談可能なシステムの導入 ③カウンターの改善（荷物置き場、蹴込み等）
(2) 路線図・ 料金表・時刻表	①設置位置や文字の大きさの改善 ②点字時刻表の設置
(3) 改札口	①音声誘導装置の設置 ②視覚障害者に対する切符投入口やＩＣカードのタッチ位置を分かりやすくする配慮 ③筆談用のモニターの設置
(4) トイレ	①点字による案内表示の改善 ②緊急時の呼び出しボタンの設置 ③個室の出入口幅や室内スペースの改良
(5) プラットホーム	①屋根の増設 ②ホームドアの設置 ③階段から電車停止位置までの区間の転落防止柵の設置 ④ホームと車両の間の隙間や高低差の解消 ⑤内方線付き点状ブロックの設置
(6) 発着案内板・ 案内放送	①車両の停止位置や女性専用車両の停止位置の表示 ②発着案内板の増設 ③アナウンスがホーム全体ではっきりと聞き取れるよう改善
(7) 地下道・階段	①バリアフリー形式の手すりの設置 ②安全に移動できるための照明施設の照度の確保 ③階段の拡幅及び勾配の緩和 ④階段の段鼻を分かりやすく（濃く）するよう改善
(8) その他	①前面道路から駅舎入口までの点字誘導ブロックの設置 ②駅山側から新改札口までの移動ルートのバリアフリー化 ③案内板（駅構内図）の設置

5.2.2 周辺道路について

区分	課題
(1) 道路の構造	①歩道と車道の段差の解消 ②歩道拡幅と勾配の改善 ③交差点部の信号設置 ④自転車通行空間の整備
(2) 障害物	①雑草やゴミの適切な維持管理 ②放置車両や放置自転車の対策
(3) 点字ブロック	①横断歩道手前の点字ブロックの設置 ②ＪＲ東貝塚駅までの動線を考慮した点字ブロックの設置
(4) 駅前広場	①タクシーの待機場所の増設 ②送迎車の駐車場所の増設
(5) その他	①街灯の設置 ②「は～もに～ばす」の駅前への乗り入れ

5.2.3 ソフト施策について

区分	課題
—	①駅や電車内におけるバリアフリー啓発のためのアナウンスやポスター掲示 ②自動車、自転車利用者のマナーの向上

6. 移動円滑化の基本方針

6.1 基本方針

J R 東貝塚駅の西側地区を中心とした重点整備地区について、駅舎や特定経路などの一体的なバリアフリー化を推進し、高齢者や障害者の方をはじめとしたすべての人の移動の利便性及び安全性の向上を図るため、以下の方針を設定します。

① すべての人にやさしいまちづくりの推進

駅舎及び駅前広場、周辺道路のバリアフリー化に併せ、は～もに～ばすなどの交通機関と連携したバリアフリー化を推進します。

② ソフト施策の充実によるまちづくりの推進

駅舎や道路などの施設整備に加え、市民のバリアフリーへの関心を喚起し、理解を深められるよう啓発活動を推進します。

③ 市民・企業・行政が協働したまちづくりの推進

地域のバリアフリー化を推進していくため、市民・企業・行政が協働して、人にやさしいまちづくりを一体となって取り組みます。

6.2 目標年次の設定

本基本構想において、特定事業に位置付けたものについては、目標年次を 2024 年度（令和 6 年度）とし、事業の実施期間は 2020 年度（令和 2 年度）から 2024 年度（令和 6 年度）までとします。それ以外でタウンウォッチング調査や、関係団体ヒアリングによる課題項目については、引き続き緊急性や重要性を考慮し、中長期的な整備の検討を行っていきます。また、緊急性が高く、早期の対応が望まれる事項については、各事業者と協議を行っていきます。

なお、具体の事業の推進にあたっては、各特定事業者ごとに実施計画等を定め、早期実現化に努めます。ただし、社会情勢や法律などの変化・改正により、事業の見直しが必要になった場合においては、代替措置などを検討し、バリアフリー化に継続的に取り組むことに努めます。

7. 特定事業及び継続的な取り組み

7.1 特定旅客施設に関するバリアフリー化

公共交通特定事業(JR東貝塚駅)

事業主体	区分	事業内容
西日本旅客鉄道(株)	改札口	●駅の浜側に改札口を設置します。
	エレベータ	●駅改札口及び駅構内各ホームの大阪側にエレベータを計3基設置します。
	プラットホーム	●駅構内ホームに内方線付点状ブロックを設置します。 ●旅客上屋の新設、発車標及び音声・音響案内装置の増設を行います。
	駅構内	●多目的トイレの新設を行います。 ●駅構内の手すりの改善を行います。

7.2 道路のバリアフリー化

道路特定事業(JR東貝塚駅周辺地区 生活関連経路)

事業主体	路線名	事業内容
貝塚市	J R 東貝塚駅前広場(計画中)	●駅の浜側に駅前広場を整備します。 ●駅前広場に音声案内施設を設置します。
	(仮称)市道東貝塚駅前線(計画中)	●駅前広場へのアクセス道路を整備します。 ●歩道へ点字誘導ブロックを設置します。
	市道日紡前線	●歩道拡幅及びバリアフリー形式への改修を行います。 ●歩道へ点字誘導ブロックを設置します。
	市道東貝塚駅北線 市道東貝塚駅西線	●歩道へ点字誘導ブロックを設置します。

7.3 継続的な取り組み

7.3.1 ソフト対策

重点整備地区内のバリアフリー化を推進するための各種事業は、生活関連施設や生活関連経路におけるハード面の事業が中心となっています。しかしながら、高齢者や障害者等が自立した日常生活を送り、安全に安心して社会生活を送るためにはこうしたハード面の事業が進められるだけでは十分とはいえません。高齢者や障害者等が安全に安心して外出できる環境を創り出すためには、すべての人々が高齢者や障害者等に対して関心をもち、理解を深め、お互いに支えあえることができるようにするための行動が重要となります。

こうしたことから、バリアフリー施設における高齢者や障害者の方に対する優先利用の周知や、移動や施設利用に困っている人への理解を深め、地域全体が相互に協力し合うことができるよう、広報、イベント、学習会及び教育の場を通じ、バリアフリーの普及啓発活動を推進します。

7.3.2 交通安全対策

すべての人が安全に移動できるよう、迷惑駐車や信号機・横断歩道等の設置について、関係団体や関係機関（貝塚警察署）と連携し、交通安全対策に努めていきます。

7.3.3 道路管理

段差、凹凸、歩行空間を阻害する雑草やゴミ及び看板などが放置されることのないように、日常の点検や市民の協力により適切な管理・指導に努めるとともに、駅周辺自転車等放置禁止区域の拡大や駐輪場の整備を進め、放置自転車対策の強化に取り組んでいきます。

7.4 PDCAサイクルによる継続的な計画・事業の改善

本基本構想は、計画（Plan）、事業実施（Do）、検証（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルの考え方に基づく適切な進捗管理を行い、段階的・継続的に計画・事業を発展（スパイラルアップ）させていくことが重要です。

バリアフリーを取り巻く社会ニーズや新技術開発、法改正など社会情勢の変化を考慮し、整備状況の確認・検証を行い、状況に応じて基本構想を見直すなど、柔軟に対応していきます。





－ 資料編 －

参考資料１ タウンウォッチング調査結果

ＪＲ東貝塚駅

項目	問題点・指摘内容	指摘者
券売機	・荷物置き場が無い。カウンターをもう少し深くしてほしい。 【写真①】	高齢者
	・機器により点字の位置が異なり場所がわからない。統一してほしい。	視覚障害者
	・点字で指示しているキーがどれかわからない(点字で「左下のキーを押す」とあるが、どのキーかわからない)。	視覚障害者
	・点字の書き方に誤りがある。	視覚障害者
	・点字が薄く、読みづらい・読めない箇所がある。	視覚障害者
	・呼び出しボタンの箇所に点字が無い。	視覚障害者
	・乗り越し精算機は、点字が無く、タッチパネルのみで、操作ができない。【写真②】	視覚障害者
	・券売機が３台あるが、それぞれの販売内容について点字表示が無い。	視覚障害者
	・みどりの券売機のインターホンは、マイクでのやりとりになるので使えない。モニターにオペレーターの顔が表示されるが、代わりに文字を表示できないか。	聴覚障害者
	・障害者割引での切符が販売されていない。小人用の切符を買っている。	聴覚障害者
	・券売機の位置が高く、ボタンに届かない。切符が受け取れない。【写真③】	車いす利用者
	・「数字ボタンを押してください」とあるが、数字ボタンの使用方法について案内が無い。	車いす利用者
	・蹴込みが浅すぎる。奥行 40～50 cm、高さ 80 cmは必要である。【写真④】	車いす利用者
	・モニターの角度が見にくい。	車いす利用者
路線図・料金表	・文字が小さい。【写真⑤】	高齢者、聴覚障害者、車いす利用者
	・点字運賃表が製作中である。点字運賃表は不可欠である。【写真⑥】	視覚障害者
	・低い場所に、路線図・料金表がほしい。	車いす利用者
	・ふりがながあるほうがよい。	車いす利用者

① 券売機	② 乗り越し精算機
	
③ 券売機の高さ	④ 蹴込み
	
⑤ 路線図・料金表	⑥ 点字運賃表
	

項目	問題点・指摘内容	指摘者
時刻表 【写真⑦】	・点字表示が無い。	視覚障害者
	・携帯用の点字時刻表がほしい。	視覚障害者
	・設置位置が高い。文字が小さい。	聴覚障害者
	・「区間快速」という言葉の意味が分からない。	聴覚障害者
	・どの電車で女性専用車両が設置されているのか、時刻表では分からない。	聴覚障害者
	・乗り換え案内について、車内での音声案内しかないの で、わからない。字幕での案内が欲しい。	聴覚障害者
	・階段前には時刻表があるが、エレベータの前には時刻表 の無い駅が多い。エレベータの正面に時刻表が欲しい。	車いす利用者
改札口 【写真⑧】	・音声誘導装置の設置が必要。	高齢者
	・改札口の位置がわかりにくい。	高齢者
	・切符投入口、ICカードをタッチする位置がわからない。	視覚障害者
	・障害者用のICカードが使用できない。	視覚障害者、聴覚障害 者
	・インターホンがあるが、音声でのやりとりになるので、使え ない。画面があれば、筆談できる。	聴覚障害者
	・改札口周辺のタイルがでこぼこしている。ベビーカー使用 時に困る。	聴覚障害者
	・インターホンが改札の目の前にあり、インターホンを利用 していると改札を塞いでしまう。位置を変えてほしい。【写真 ⑨】	車いす利用者
トイレ 【写真⑪】	・点字による案内表示が細かすぎ、理解するのに時間がか かる。シンプルな内容にしてほしい。【写真⑩】	視覚障害者
	・トイレにたどり着くまでの案内が無い。	視覚障害者
	・「流す」ボタンがどこにあるのかわからない。	視覚障害者
	・やや個室が狭い。	聴覚障害者
	・ベビーカーと一緒に、入ることができない。	聴覚障害者
	・緊急時の呼び出しボタンが無い。	聴覚障害者
	・出入口が狭い。100～120 cmほしい。	車いす利用者
	・車いすの性能によるが、入り口のカーブが通れない。【写 真⑫】	車いす利用者

⑦ 時刻表設置位置



⑧ 改札口



⑨ インターホン



⑩ 触知図案内板



⑪ トイレ個室



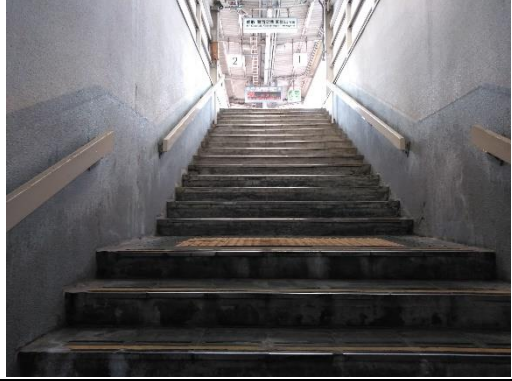
⑫ トイレ出入口



項目	問題点・指摘内容	指摘者
プラットフォーム	・屋根がホームの一部しか設置されていない。【写真⑬】	高齢者、聴覚障害者、車いす利用者
	・雨天時に屋根の下が混む。混雑解消が必要。	高齢者
	・ホームドアがあったほうがよい。必要。	高齢者、視覚障害者、車いす利用者
	・せめて、階段から電車の停止位置までは、手すり・柵があったほうがよい。【写真⑭】	高齢者、視覚障害者、聴覚障害者
	・ホームと車両との段差が 10 cm 程度あり、乗り降りしづらい。【写真⑮】	高齢者、聴覚障害者
	・ベンチが少ない。座れないことがある。【写真⑯】	高齢者
	・内方線付き点状ブロックの設置が必要。	視覚障害者
	・非常押しボタンの場所が分からない。足元にも分かりやすい表示が必要。	視覚障害者
	・ホームと車両の隙間、高低差が大きすぎる。	視覚障害者
	・ベンチの向きが電車に対して垂直なので、ベンチに座ると方向が分からなくなる。迷う。	視覚障害者
	・舗装がぼこぼこしている。	視覚障害者
	・ホーム上の設置物は一直線上に無いとぶつかりやすいため、一直線上に設置してほしい(現状は問題なし)。【写真⑰】	視覚障害者
	・弱視者にとっては、もっと明るいほうがよい。	視覚障害者
	・ホーム幅が狭い。特に雨天時は混雑する。	聴覚障害者
	・物を落とした時にどうするか、案内ポスターの掲示が必要(地下道にあるが、ホームにも必要)。	聴覚障害者
	・防犯カメラを設置してほしい。	聴覚障害者
	・階段側のベンチが邪魔に思う。奥側に移してはどうか。	聴覚障害者
	・時刻表が掲示されているが、使わないホーム側。裏表逆に掲示するか、掲示板を撤去して代わりにラインを引いてはどうか。	聴覚障害者
	・一番近い優先座席附近の車両出入口に屋根が無い。	車いす利用者
	・勾配により、車いすが流れる箇所がある。	車いす利用者
	・ベンチが通行の妨げになっている。【写真⑱】	車いす利用者
	・足元が照らされているほうがよい。	車いす利用者

⑬ 屋根設置状況	⑭ 列車最後尾からホーム柵までの隙間
	
⑮ 電車とホームの高低差	⑯ ベンチ設置状況
	
⑰ ホーム設置物状況	⑱ ベンチ横の通路幅
	

項目	問題点・指摘内容	指摘者
発着案内板 【写真⑱】	・車両の停車位置が分かる表示がほしい。	高齢者
	・目の不自由な方へのアナウンスが無い。	高齢者
	・女性専用車両の位置が分からない。	聴覚障害者
	・ホームの天王寺側からだ、柱等により見づらい。見えない。【写真⑳】	聴覚障害者、車いす利用者
	・何箇所か設置してほしい。	車いす利用者
案内放送	・聞き取りにくい。列車のコンプレッサーで音が聞こえない。	高齢者
	・自動音声ではなく直接話す場合は、はっきりしゃべってほしい。「どの電車が和泉府中に先着するか」「電車がいまどこにいるか」など詳しく話してほしい。	視覚障害者
	・天王寺側の端ではアナウンスが聞こえない。屋根のある部分全域で聞こえるようにしてほしい。	車いす利用者
地下道 【写真㉑】	・手すりの設置が必要。	高齢者
	・点字ブロック横に素材の異なる部分があり、転びそう。	高齢者
	・弱視者にとっては暗い。もっと明るいほうがよい。	視覚障害者
	・側溝無いほうがよい。【写真㉒】	聴覚障害者
	・防犯カメラを設置してほしい。	聴覚障害者
	・昇降機を使用するには狭い。駅の利用者数も多いため困る。	車いす利用者
	・点字ブロックは壁側に設置してほしい。	車いす利用者
階段 【写真㉓】	・階段が急。	高齢者
	・手すりについて、左右だけではなく真ん中にも欲しい。	高齢者
	・手すりの形状が握りにくい。円柱形の手すりにしてほしい。	高齢者、視覚障害者、聴覚障害者
	・暗く感じる。	高齢者
	・踊り場で手すりが途切れている。つなげるべき。【写真㉔】	高齢者、視覚障害者
	・センターラインを入れて、上りと下りを分けたほうがよいのではないか。	高齢者、聴覚障害者
	・段鼻の色をもっと濃くしてほしい。【写真㉕】	高齢者
	・手すりと壁の接合部が角ばった部材で、怪我の元となっている。	視覚障害者
	・階段横の排水用の溝は、無いほうがよい。	視覚障害者
	・段鼻のラインは、あざやかな黄色にしてほしい。くすんだ黄色では、弱視者にはわからない。【写真㉖】	視覚障害者
	・幅が狭く、人が来られたときすれ違いが難しい。【写真㉗】	車いす利用者
	・階段の仕上げの問題か、昇降機ががたつく。	車いす利用者

①⑨ 発着案内板	②⑩ 発着案内板(ホーム天王寺側から)
	
②⑪ 地下道(カラーコーン奥が昇降機)	②⑫ 地下道の側溝
	
②⑬ 階段	②⑭ 踊り場手すり
	
②⑮ 段鼻のライン	②⑯ 階段(昇降機使用時)
	

項目	問題点・指摘内容	指摘者
その他	・エレベータの設置位置が気になり。	高齢者
	・前面道路から駅舎入口までの点字誘導ブロックがほしい。	視覚障害者
	・駅舎入口横の柱が、ぶつかると危険。クッション等巻いてほしい。【写真②⑦】	視覚障害者
	・定期券の購入は用紙のみ設置されており、記入ができないため購入できない。	視覚障害者
	・駅員は常駐してほしい。	聴覚障害者
	・筆談のための大きめのボードが欲しい(紙のメモ帳よりもボードがよい)。	聴覚障害者
	・花壇の設置位置について、通行の妨げにならないか。【写真②⑧】	聴覚障害者
	・ベンチを設置してほしい(手話通訳者と駅で待ち合わせるため)。	聴覚障害者
	・駅員不在時はタクシーを呼ぶことができない。	聴覚障害者
	・平衡感覚が無いので、全体的に手すりが欲しい。	聴覚障害者
	・駅前の道路が狭く、歩道がない。あぶない。	聴覚障害者
	・エレベータは、電動車いすで利用できるものとしてほしい。災害対策備品 BOX 等を設置しても、車いす2人が同時に乗れるようにしてほしい。	車いす利用者
	・新改札ができたなら、現改札はどうなるのか。無人にならないようにしてほしい。	車いす利用者
	・エレベータの設置位置について、山側から駅を利用する人の移動ルートを考慮してほしい。	車いす利用者
	・現改札から駅を利用する手段として、昇降機を残してほしい。	車いす利用者

②⑦ 駅舎

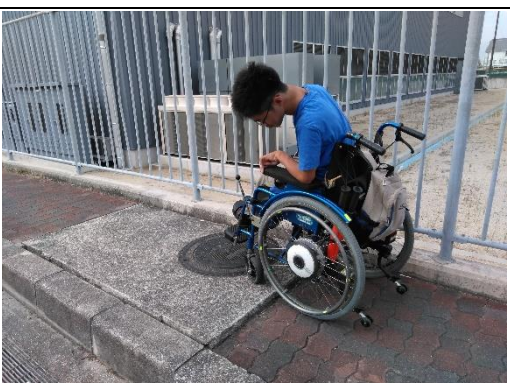
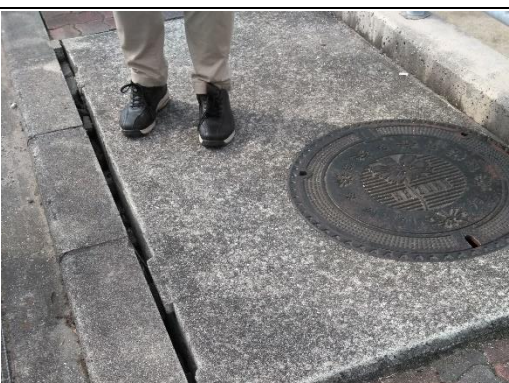


②⑧ 花壇



周辺道路

項目	問題点・指摘内容	指摘者
道路の構造 (幅、舗装、勾配)	・歩道と車道の段差が高すぎる。(区間1)【写真②】	高齢者、視覚障害者、聴覚障害者、車いす利用者
	・マンホール部の段差が危険。マンホール部の舗装と縁石の間に隙間がある。(区間1)【写真⑩】	高齢者、視覚障害者、車いす利用者
	・舗装がでこぼこしている。(区間1)	高齢者、聴覚障害者、視覚障害者
	・歩道の幅が狭い。(区間1)【写真③】	高齢者、車いす利用者
	・横断方向の勾配が気になる。(区間1)	視覚障害者
	・カーブがあると方向感覚がなくなる。(区間2)	視覚障害者
	・交差点で、どちらの車が優先なのかわからない。信号が欲しい。【写真④】	聴覚障害者
	・歩道上を自転車が走行していると、こわい。自転車道があったほうがよい。	聴覚障害者
	・歩道を今と反対側にしてほしい。新設改札口利用時に、2回車道を横断することになる。(区間1)	車いす利用者
	・グレーチングは細かいものにしてほしい。	車いす利用者
障害物(電柱等)	・電柱や標識は、歩道の外側にしたほうがよい。	高齢者、車いす利用者
	・雑草が邪魔になっている。(区間1)【写真③】	高齢者、視覚障害者、車いす利用者
	・電柱には、クッションを巻いてほしい。	視覚障害者
点字ブロック	・点字ブロックの敷設が必要。	視覚障害者
	・交差点の信号基設置有無により点字ブロックの引き方が変わると思う。	視覚障害者
	・東貝塚駅までの導線を考えて、検討してほしい。	視覚障害者
	・とくに、横断歩道の前後には、点字ブロックが必須。	視覚障害者
その他	・横断防止柵があったほうがよい。必要。(区間1)	高齢者、車いす利用者
	・街灯が少ない。暗い。	聴覚障害者
	・現改札口方面から点検区間1に出る部分で、「一時停止」など注意サインが必要	視覚障害者
	・踏切の鳴り始めを2秒早くしてほしい。	視覚障害者
	・公園内のごみ袋が通行の妨げになっている。	車いす利用者
	・駅山側の利用者が、安全に新改札口へ移動できるよう対策いただきたい。新改札口までの経路の道路舗装、バリカ一の撤去及びバリアフリールート案内表示設置が必要。	車いす利用者
	・踏切の歩道幅の確保、舗装整備が必要。	車いす利用者

②⑨歩道縁石(区間1) 	③⑩歩道(区間1) 
③①マンホール部段差(区間1) 	③②マンホール部隙間(区間1) 
③③雑草の繁茂(区間1) 	③④交差点の状況 

参考資料 2 ヒアリング調査結果

ヒアリング調査における主な意見は以下のとおりです。ただし、現地調査と重複する意見は、現地調査の項目で取りまとめています。

項目	意見	意見者
1. 歩行環境について(道路)	・駅北側の踏切から新改札まで、点字誘導ブロックを設置してほしい。	貝塚市視覚障害者協会
	・駐車車両が多い。	貝塚ろうあ福祉会
	・放置自転車が多い。	貝塚ろうあ福祉会
	・放置自転車の状況を把握するため、防犯カメラを設置してはどうか。	貝塚ろうあ福祉会
	・駐輪場を増やしてほしい。	貝塚ろうあ福祉会
	・歩道と車道の高低差を小さくしてほしい。	貝塚市視覚障害者協会、 貝塚市障害児者父母の会、 貝塚市老人クラブ連合会
	・歩道と車道の間などに、溝がないようにしてほしい。	貝塚市障害児者父母の会
2. JR東貝塚駅について	・無人にならないようにしてほしい。	貝塚市視覚障害者協会、 貝塚ろうあ福祉会
	・ホーム上の点字ブロックをもうすこしホーム内側にしてほしい。	貝塚市視覚障害者協会
	・ホームの高さを統一してほしい。和歌山側ではホームと電車との段差が10 cm程度だが、天王寺側では20 cmくらいある箇所がある。	貝塚市視覚障害者協会
	・案内板(駅構内図)を設置してほしい。	貝塚ろうあ福祉会
	・多目的トイレは、なるべく広くしてほしい。	貝塚市障害児者父母の会
	・幅広改札は、窓口前とは別に設置してほしい。	貝塚市障害児者父母の会
	・電車から降りたときに、どちらの方向にエレベーターにあるかわかるよう、表示があるとよい。	貝塚市障害児者父母の会
	・駅構内などの手すりに、波型の物を用いることはやめてほしい。	貝塚市障害児者父母の会
3. 施設の利用について	・温水プールについて、介助者が同行できる、車いすのままプールにたどり着けるような整備をお願いしたい。	貝塚市障害児者父母の会

項目	意見	意見者
4. 公共交通について(福祉型コミュニティバス・タクシー・駅前広場及びバス停等)	・タクシーの待機場所を広げてほしい。タクシーの台数を増やしてほしい。	貝塚市視覚障害者協会
	・「は～もに～ばす」の停留所を重点整備地区内に増やしてほしい。	貝塚市視覚障害者協会
	・新改札には、送迎の車が停車できるようにしてほしい。	貝塚ろうあ福祉会
	・駅前広場のロータリーについて、車いす用の停車スペースが改札に近くなるよう配慮してほしい。	貝塚市障害児者父母の会
	・車いす用の停車スペースを一般の方が利用しないようにしてほしい。	貝塚市障害児者父母の会
	・駅前広場から周辺への道について、歩道がつながるようにしてほしい。	貝塚市障害児者父母の会
5. 駅前広場へのアクセス道路整備について	・点字誘導ブロックを整備してほしい。	貝塚市視覚障害者協会
	・植栽などが邪魔にならないよう、配慮してほしい。	貝塚市視覚障害者協会
	・住宅の入口などで、歩道の横方向の勾配がきつくないよう配慮してほしい。	貝塚市視覚障害者協会、 貝塚市障害児者父母の会
	・自転車が歩道を走らないようにしてほしい。	貝塚市視覚障害者協会、 貝塚ろうあ福祉会、 貝塚市障害児者父母の会
	・自転車道は、分かりやすく示してほしい。	貝塚ろうあ福祉会
6. ソフト対策について	・駅や電車内で、啓発アナウンスを行ってほしい。	貝塚市視覚障害者協会、 貝塚市障害児者父母の会
	・自転車利用者のマナーを向上させてほしい。	貝塚ろうあ福祉会
	・エレベータについて、障害者や高齢者、ベビーカー利用者への譲り合いについてポスターなどで啓発してほしい。	貝塚市障害児者父母の会
	・電車を降りてからエレベータまで、駅員さんに誘導してもらえるとありがたい。	貝塚市障害児者父母の会
7. その他	・交差点には、音響式信号機を設置してほしい。	貝塚市視覚障害者協会
	・駅の近くに駐車場が増えるとよい。	貝塚市障害児者父母の会

参考資料 3 貝塚市 J R 東貝塚駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会委員名簿

根拠規定 該当規定		氏名	役職名	備考
貝塚市 J R 東貝塚駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会規則第三条第二項	第一号	関係する施設 設置管理者	タカミ ユカ 高見 豊	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 企画課 地域共生室長
	第二号	公安委員会の 職員	ナラ ケイジ 奈良 啓司	大阪府貝塚警察署 交通課長
	第四号	高齢者団体の 代表者	オカモト トシヒコ 岡本 俊彦	貝塚市老人クラブ連合会 会長
	第五号	障害者団体の 代表者	イノウエ セイイチ 井上 誠一	貝塚市視覚障害者協会 副会長
			ナカツカ クニオ 中塚 邦雄	貝塚ろうあ福祉会 会長
			ワシオ ノブコ 鷲尾 伸子	貝塚市手をつなぐ親の会 会長
	第六号	学識経験者	タナカ アキヨ 田中 晃代	近畿大学 総合社会学部 准教授
	第七号	地域各種団体の 代表者	ワダ アキヒロ 和田 明宏	貝塚市町会連合会 会長
	第八号	商工関係団体の 代表者	ヒガシムラ カズオ 東村 一夫	貝塚市商店連合会 会長
			ニシダ アキラ 西田 陽	貝塚商工会議所 専務理事兼事務局長
	第九号	福祉関係団体の 代表者	タケモト タダシ 武本 正	貝塚市社会福祉協議会 会長
	第十号	市の執行機関 の職員	タナカ トシオ 田中 利雄	副市長
			イシザキ タカヒロ 石崎 隆弘	副市長
			フジハラ ヤスナリ 藤原 康成	都市政策部長
			クシモト トシヒロ 櫛本 利浩	福祉部長
			タルヤ シュウイチ 樽谷 修一	教育部長
			カメオカ ヒロアキ 亀岡 弘明	都市整備部長

※順不同

任期：令和元年 6 月 28 日～令和 3 年 6 月 27 日



参考資料４ 貝塚市ＪＲ東貝塚駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会規則

（趣旨）

第１条 この規則は、附属機関に関する条例（昭和31年貝塚市条例第322号。以下「条例」という。）第３条の規定に基づき、貝塚市ＪＲ東貝塚駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会規則（以下「協議会」という。）の組織、運営その他協議会について必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第２条 協議会は、市長の諮問に応じて、条例別表に定める当該担当事務について調査審議し、答申するものとする。

（組織）

第３条 協議会は、委員20人以内で組織する。

２ 前項の委員は、次に掲げる者の中から市長が任命し、又は委嘱する。

- （１） 関係する施設設置管理者
- （２） 公安委員会の職員
- （３） 基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施すると見込まれる者
- （４） 高齢者団体の代表者
- （５） 障害者団体の代表者
- （６） 学識経験者
- （７） 地域各種団体の代表者
- （８） 商工関係団体の代表者
- （９） 福祉関係団体の代表者
- （１０） 市の執行機関の職員
- （１１） その他市長が必要があると認める者

（任期）

第４条 委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２ 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３ 委員がその本来の職を失ったときは、前２項の規定にかかわらず、その職を失う。

（会長及び副会長）

第５条 協議会に会長及び副会長を置く。

２ 会長及び副会長は、委員の互選とする。

３ 会長は、会務を総理する。

４ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

２ 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３ 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席及び資料の提出)

第7条 会長は、協議会の調査審議に関して必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、又は関係書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日（令和元年6月28日）から施行する。



参考資料 5 附属機関に関する条例（抜粋）

昭和31年 3 月23日

条例第322号

改正 令和元年 6 月28日 条例第15号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の 4 第 3 項の規定に基き、本市に設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例で定めるものを除くほか、本市の執行機関に別表のとおり附属機関を設置する。

（委任）

第 3 条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関について必要な事項は、当該執行機関が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年 6 月28日 条例第15号改正)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第 2 条関係)（抜粋）

（一部改正〔令和元年15号〕）

附属機関 の属する 執行機関	附属機関	担当事務
市長	貝塚市JR東貝塚駅周辺 地区バリアフリー基本 構想策定協議会	JR東貝塚駅周辺地区バリアフリー基本構想の 策定についての協議及び調査審議に関する事 務

参考資料 6 貝塚市 J R 東貝塚駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会等の経緯

開 催 日 時	議 事
第 1 回協議会 (令和元年 7 月 30 日)	○貝塚市 J R 東貝塚駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会運営要領（案）の承認について ○ J R 東貝塚駅周辺地区の現状と基本構想策定の目的について ○その他（今後のスケジュール等）
タウンウォッチング調査 (令和元年 9 月 27 日)	○高齢者、視覚障害者、聴覚障害者、車いす利用者を対象に実施
第 2 回協議会 (令和元年 10 月 30 日)	○タウンウォッチング調査の結果について ○重点整備地区における移動等円滑化の基本方針と具体的な施策について ○生活関連施設、生活関連経路の選定について
関連団体ヒアリング調査 (令和元年 12 月 10 日)	○貝塚市視覚障害者協会を対象に実施
(令和元年 12 月 12 日)	○貝塚ろうあ福祉会を対象に実施
(令和元年 12 月 13 日)	○貝塚市障害児者父母の会を対象に実施
(令和元年 12 月 18 日)	○貝塚市老人クラブ連合会を対象に実施
第 3 回協議会 (令和 2 年 1 月 16 日)	○貝塚市 J R 東貝塚駅周辺地区バリアフリー基本構想（素案）について
パブリックコメントの実施 (令和 2 年 2 月 10 日 ～令和 2 年 2 月 25 日)	○都市計画課とホームページにおいて、基本構想（素案）の縦覧と意見書の受け付けを実施。
基本構想の策定 (令和 2 年 3 月 31 日)	○貝塚市 J R 東貝塚駅周辺地区バリアフリー基本構想の策定。